

【ヒラカワビジネスカード会員規約】新旧対照表

旧	新
<b>【第1章 一般条項】</b>	
<p><b>第1条 会員・カード使用者</b></p> <p>1. 会員とは、法人またはその他の団体もしくは個人事業主の者（以下、「法人等」という。）で、<u>モデッカ 平川ビジネスカード</u>会員規約（以下、「本規約」という。）を承認のうえ、モデルクレジット株式会社（以下、「当社」という。）に入会を申込み、法人等のうち、当社が適格と認めた法人等をいうものとし、<u>モデッカ 平川ビジネスカード</u>（以下、「カード」という。）を使用する者をいうものとし、契約日は、当社から会員に対して、別途通知するものとし、</p> <p>2. 会員は、当社との連絡のため連絡責任者を選定し、当社所定の「<u>モデッカ 平川ビジネスカード</u>入会申込書（以下、「入会申込書」という。）に記載のうえ、当社に届け出るものとし、</p> <p>3. カード使用者とは、会員に所属する役員または社員で、当社が発行する<u>モデッカ 平川ビジネスカード</u>（以下、「カード」という。）を使用する者をいうものとし、</p> <p>4.～5. （略）</p>	<p><b>第1条 会員・カード使用者</b></p> <p>1. 会員とは、法人またはその他の団体もしくは個人事業主の者（以下、「法人等」という。）で、<u>ヒラカワビジネスカード</u>会員規約（以下、「本規約」という。）を承認のうえ、モデルクレジット株式会社（以下、「当社」という。）に入会を申込み、法人等のうち、当社が適格と認めた法人等をいうものとし、<u>ヒラカワビジネスカード</u>（以下、「カード」という。）を使用する者をいうものとし、</p> <p>2. 会員は、当社との連絡のため連絡責任者を選定し、当社所定の「<u>ヒラカワビジネスカード</u>入会申込書（以下、「入会申込書」という。）に記載のうえ、当社に届け出るものとし、</p> <p>3. カード使用者とは、会員に所属する役員または社員で、当社が発行する<u>ヒラカワビジネスカード</u>（以下、「カード」という。）を使用する者をいうものとし、</p> <p>4.～5. （略）</p>
<p><b>第7条 ご利用代金明細書・残高承認</b></p> <p>1. 当社は、本規約第2章第1条に規定する会員の毎月の支払額を翌月中頃、普通郵便で会員の届出住所にご利用代金明細書として通知するものとし、<u>なお、当社指定の手続きがとられた場合には、当社は、当該ご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該ご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとし、</u>（以下、略）。</p> <p>2. （略）</p> <p>3. <u>（新設）</u></p>	<p><b>第7条 ご利用代金明細書・残高承認</b></p> <p>1. 当社は、本規約第2章第3条に規定する会員の毎月の支払額を翌月中頃、普通郵便で会員の届出住所にご利用代金明細書として通知するものとし、<u>なお、会員がモデッカ Web サービスご利用規約およびモデッカ Web 利用明細ご利用規約に従い当社指定の手続きがとられた場合には、当社は、当該ご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該ご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとし、</u>（以下、略）。</p> <p>2. （略）</p> <p>3. <u>会員は、会員自らが当該書面の再発行の申出をした場合は、当社所定の再発行手数料を負担するものとします。</u></p>
<p><b>第8条 カードの利用可能枠</b></p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを<u>使用</u>してはならないものとし、<u>ま</u></p>	<p><b>第8条 カードの利用可能枠</b></p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを<u>利用</u>してはならないものとし、<u>利</u></p>

<p>た、会員が当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。</p> <p>4. ～7. (略)</p>	<p><u>用可能枠を超えてカードを利用した場合は、会員が加盟店において指定した支払方法にかかわらず、当該利用代金を翌月に一括して支払うものとします。</u></p> <p>4. ～7. (略)</p>
<p><b>第9条 期限の利益の喪失</b></p> <p>1. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 翌々月1回払いの約定支払額の支払いを延滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払いがなかったとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p><b>第9条 期限の利益の喪失</b></p> <p>1. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 翌々月1回払い <u>(一部のカードに限ります。以下同じ。)</u> の約定支払額の支払いを延滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払いがなかったとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>
<p><b>第13条 カードの有効期限</b></p> <p>1. (略)。</p> <p>2. 当社は、会員より有効期限の1カ月前までに退会の申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと<u>会員規約</u>を送付するものとします。但し、当社が必要と認め、会員に通知したときは、カードの有効期限を繰り上げることができるものとします。</p> <p>3. ～5. (略)。</p>	<p><b>第13条 カードの有効期限</b></p> <p>1. (略)。</p> <p>2. 当社は、会員より有効期限の1カ月前までに退会の申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと<u>会員規約</u>を送付するものとします。<u>(会員規約を閲覧できる閲覧用コード(QRコード)を同封物に印字している場合は、会員規約は送付いたしません。)</u> 但し、当社が必要と認め、会員に通知したときは、カードの有効期限を繰り上げることができるものとします。</p> <p>3. ～5. (略)。</p>
<p><b>第18条 支払額の充当順序</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p><b>第18条 支払額の充当順序</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>(削除)</u></p>
<p><b>第19条 費用等の負担</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替回数1回につき <u>220円(税込)</u> を別に支払うものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p><b>第19条 費用等の負担</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、<u>振替回数1回につき、再振替手数料として当社所定の金額を別途支払うものとします。</u></p> <p>3. (略)</p>
<p><b>第27条 取引時確認</b></p> <p>1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認 (<u>本人特定事項(氏名・住居・生年月日)</u>、<u>取引目的および職業等の確認</u>) の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会を断ることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止することができるものとします。</p>	<p><b>第27条 取引時確認</b></p> <p>1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認 (<u>本人特定事項(個人の場合は、氏名・住居・生年月日、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地および取引の任に当たっている者の氏名・住居・生年月日)</u>、<u>取引目的および職業または事業の内容、実質的支配者(法人の場合)</u>)</p>

2. (略)

の確認)の手続きが、当社所定の期間内に完了しない  
場合、入会を断ることや会員資格の取消、またはカー  
ドの全部もしくは一部の利用を停止することがあるも  
のとします。

2. (略)